

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告(建設工事、総合評価方式・事前審査)東日本本部 電気設備工事 共通 を参照すること。

1	公告日	令和07年01月06日(月)	
2	契約職	東日本本部長 渡辺 志津男	
3	工事概要		
3.1	工事名	宇都宮市下河原中継ポンプ場電気設備工事	
3.2	工事場所	栃木県宇都宮市下河原地内	
3.3	施設名	下河原中継ポンプ場	
3.4	ポンプ場方式・形式	汚水ポンプ場	
3.5	水量・能力		
3.5.1	全体計画下水量	1.149 m3/秒	
3.5.2	今回対象計画下水量	0.416 m3/秒	
3.6	工事内容	電気設備工事(新設)	
3.7	対象工事	受変電設備、自家発電設備、運転操作設備、計装設備、監視制御設備	
3.8	工期		
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和09年02月26日(金)まで	
3.9	その他		
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査案件	
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有	総合評価方式(施工計画審査型・事前・電子)
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	有	
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	有	
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無	
3.9.6	VE試行工事	無	
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無	
3.9.8	「見積もりを求める方式」の試行工事	無	
3.9.9	監理技術者の緩和	無	
3.9.10	「週休2日制適用工事」試行対象工事	有	
3.9.11	余裕期間の施行工事	無	
3.10	特許	無	
4	競争参加資格(認定資格)		
4.1	単体有資格業者		
4.1.1	その1		
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事	
4.1.1.2	等級区分	A等級	
4.1.1.3	建設業の許可の業種	電気工事業	
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	北海道、東北地方、関東地方	
5	競争参加資格(施工実績)		
	次のいずれかに該当する施工実績を有すること。		
5.1	単体有資格業者		
5.1.1	下水道施設での元請実績	全体計画下水量が工事施設の全体計画下水量の1/2以上の下水道法上のポンプ場(処理場内ポンプ場を含む)に係る電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。	
5.1.2	下水道類似施設での元請実績	全体計画下水量が工事施設の全体計画下水量と同規模以上の地方公共団体等が発注した下水道類似施設のポンプ場(処理場内ポンプ場を含む)に係る電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。	
6	競争参加資格(配置予定技術者)		
6.1	単体有資格業者		
6.1.1	主任(監理)技術者の現場工事経験	公告に記載された電気設備対象工事で、下水道法上の処理場、ポンプ場(処理場内ポンプ場を含む)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設のポンプ場(処理場内ポンプ場を含む)、又は上水道施設の工事経験を有する者(建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く)。 なお、受変電設備にあつては地方公共団体等が発注した受変電設備、自家発電設備にあつては地方公共団体等が発注した自家発電設備の工事経験を有する者でよい。	

入札公告(建設工事)

6.1.2	設計担当技術者の設計経験	公告に記載された電気設備対象工事で、下水道法上の処理場、ポンプ場(処理場内ポンプ場を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設のポンプ場(処理場内ポンプ場を含む)、又は上水道施設の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、受変電設備にあつては、地方公共団体等が発注した受変電設備工事、自家発電設備にあつては、地方公共団体等が発注した自家発電設備工事の設計経験を有する者。
6.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	令和08年05月11日(月)から令和09年02月26日(金)まで
7	指名停止及び設計業務の受注者	
7.1	日本下水道事業団の指名停止区域	関東区域
7.2	指名停止措置対象団体	宇都宮市
7.3	設計業務等の受注者	オリジナル設計(株)
8	総合評価方式 「技術評価点」の最高点を24点、「施工体制評価点」の最高点を30点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。	
8.1	技術評価	社会的要請への対応、施工計画、企業の工事成績、関連分野での共同研究の実績、企業の施工実績(特定工事内容又は競争参加資格)、ISOの認証取得、若手・女性技術者の配置、配置予定技術者の工事経験(特定工事内容又は競争参加資格)、配置予定技術者の工事成績、配置予定技術者の継続教育(CPD)単位の取得、バックアップ体制、委託団体との災害協定・災害活動実績、地元企業の採用率、日本下水道事業団発注工事事故における指名停止等措置(減点評価)
8.2	施工体制評価	品質確保の実効性、施工体制確保の確実性
8.3	関連分野での共同研究の実績	水処理設備
8.4	技術提案、簡易な施工	社会的要請への対応、施工計画
9	入札手続き等	
9.1	競争参加資格確認申請書の提出期間	令和07年01月06日(月)から令和07年01月20日(月)まで 10時00分～16時00分まで
9.2	入札説明書の交付期間	令和07年01月06日(月)から令和07年02月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.3	入札に必要な図面等の交付期間	令和07年01月06日(月)から令和07年02月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
9.4	入札説明書に対する質問の提出期間	令和07年01月07日(火)から令和07年02月05日(水)まで(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.5	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和07年02月12日(水)から令和07年02月17日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)
9.6	入札書の提出期間(電子入札)	令和07年02月13日(木)10時00分から令和07年02月17日(月)16時00分まで
9.7	入札書の提出期間(紙入札)	令和07年02月13日(木)10時00分から令和07年02月17日(月)16時00分まで(持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
9.8	開札日時	令和07年02月18日(火) 09時30分
9.9	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	令和07年02月06日(木)まで
9.10	競争参加資格がないと認めた者からの理由の説明要求期限日	令和07年02月13日(木) 16時まで
9.11	競争参加資格がないと認めた者からの説明要求に対する回答期限日	令和07年02月20日(木)まで

入札公告(建設工事)

10	入札説明書に対する質問回答揭示場所		
10.1	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課	
	住所	東京都文京区湯島2－31－27湯島台ビル4F	
10.2	担当部局	日本下水道事業団 栃木事務所	
	住所	栃木県宇都宮市東宿郷6-1-7 MRR宇都宮5階	
11	その他		
11.1	随意契約により締結予定	無	
11.2	手続における交渉の有無	無	
11.3	契約書作成の要否	要	
11.4	建設リサイクル法対象	適用	
11.5	支払条件(前払)	有	
11.6	支払条件(中間前払)	有(併用制)	
11.7	支払条件(部分払)	有	
11.8	火災保険等付保の要否	要	
12	問い合わせ先等		
12.1	入札執行及び契約締結等に関すること	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課
		住所	東京都文京区湯島2－31－27湯島台ビル4F
		電話・FAX	電話:03-3818-1212 FAX:03-3818-3524
12.2	競争参加資格の確認に関すること	担当部局	日本下水道事業団 東日本設計センター企画調整課
		住所	東京都文京区湯島2－31－27湯島台ビル5F
		電話・FAX	電話:03-3818-1448 FAX:03-3818-3536
12.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所契約課 電話:03-3818-1212 ただし、システム操作に関する問い合わせ先は、電子入札総合ヘルプデスク(土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分～12時00分、13時00分～17時00分まで。) 電話:0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1=06A0062006000600
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり
12.4	工事現場説明(図面、仕様書及び設計書を含む。)に対する質問に関すること	工事現場説明書 1ページを参照すること。	

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「企業、配置予定技術者の技術力(施工計画)」、「企業の信頼性、社会性」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。
- (3) 本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価して落札者を決定するものである。なお、品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 本工事は、日本下水道事業団発注工事の品質確保への取組みを一層促進するため、特別重点調査を試行する工事である。
- (5) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。
- (6) 「週休2日制適用工事」試行対象工事は右欄の有無による。「有」の場合、当初予定価格において月単位の4週8休以上の達成を前提とした補正係数を労務費等に乗じて補正しており、月単位(及び通期)の4週8休に満たない場合、契約金額のうち労務費等補正分を減額する。詳細は、特記仕様書および「週休2日制工事実施要領」による。

入札公告(建設工事)

「6 競争参加資格(配置予定技術者)」の補足説明

- (1) 会社、主任(監理)技術者及び設計担当技術者に求める施工実績の対象期間は15年間とする

「6.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

- (1) 申請資料等の提出にあつては、持参のほか、郵送等での対応とする。郵送等とは、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便同等のものに限る。)とする。また、郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものは有効とする。なお、送付当日に技術資料(事前申請書)郵送連絡書(様式14)をファックスすること。

「10 入札説明書に対する質問回答」の補足説明

- (1) 回答方法は、関東・北陸総合事務所及び当該工事を所掌する総合事務所及び事務所において掲示するとともに、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を提出した者に対し電子メールにて回答する。

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

入札公告(建設工事、総合評価方式・事前審査)
東日本本部 電気設備工事共通
)

1 競争参加資格

本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 工事請負業者の選定等に関する達(平成6年達第7号。以下「達」という。)第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
- (2) 日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所(本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を必要となる所在地に有する者であること。

「一般競争参加資格の認定工事種別」における建設業法の許可の種類は、電気工事業とする。

「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。

- ① 北海道
 - ② 東北地方 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
 - ③ 関東地方 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 - ④ 北陸地方 (新潟県、富山県、石川県)
 - ⑤ 中部地方 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ⑥ 近畿地方 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - ⑦ 中国地方 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 - ⑧ 四国地方 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 - ⑨ 九州地方 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
 - ⑩ 沖縄県
- (5) 本工事で求める施工実績は、平成21年度以降に引き渡した電気設備工事において、元請として施工した実績(特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。
 - (6) 本工事で求める配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者は、以下の

とおりである。

- ① 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）及び特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の配置の有無は、入札公告、入札説明書の3.9その他、及び「3.9その他」の補足説明による。ただし配置を認める工事の場合、特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
- ② 主任技術者又は監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が4,000万円未満の場合においては、専任を求めない。また、特例監理技術者の場合は専任を求めない。
- ③ 主任技術者又は監理技術者を工場製作期間に配置できること。
- ④ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の工事経験は、平成21年度以降に、元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事経験を有していればよい。ただし、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者が工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置する。この場合の担当技術者は、非専任とする。なお、専任する場合のみCORINSに登録すること。
- ⑤ 主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。
監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑥ 主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (7) 本工事で求める配置予定の設計担当技術者は、以下のとおりである。
 - ① 設計担当技術者の設計経験は、平成21年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
 - ② 設計担当技術者は、1(6)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の設計経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合には、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてCORINSに登録すること。
 - ③ 設計担当技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
- (8) 日本下水道事業団が発注した工事における工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間（令和04年04月01日～令和06年03月31日に工期末の完成工事）連続して60点未満でないこと。
- (9) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定した区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと。
「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。

- ① 北海道 （北海道）

- ② 東北区域 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
 - ③ 関東区域 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県)
 - ④ 北陸区域 (新潟県、富山県、石川県)
 - ⑤ 中部区域 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
 - ⑥ 近畿区域 (福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
 - ⑦ 中国区域 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
 - ⑧ 四国区域 (徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
 - ⑨ 九州区域 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
- (10) 本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
- (12) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

2 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- 入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
- ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を定める。

(2) 総合評価の方法

- ① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。

- ② 「価格点」は、下記の計算方法により算出する。

$$\text{価格点} = 100 \times [1 - (\text{入札価格} / \text{予定価格})]$$
- ③ 「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。ただし、施工体制が十分確保されていない場合は、施工体制の評価点の満点に対する割合を技術提案（「技術提案」、「簡易な施工計画」、「簡易な技術提案」）の評価点に乘じ、小数点以下第4位を切り捨てした数値を技術評価点とする。
- ④ 「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
- ⑤ 品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
- ⑥ 評価項目、評価基準等の詳細は、入札説明書による。
- ⑦ 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
- ⑧ 技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとする。
- ⑨ 技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- ⑩ 受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。

3 入札手続等

(1) 担当部局

- ① 紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 4階
 日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 契約課
 電話 03-3818-1212

- ② 競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-27 湯島台ビル 5階
 日本下水道事業団 東日本設計センター 企画調整課
 電話 03-3818-1448

(2) 入札説明書の交付場所及び方法

- ① 交付場所及び方法

入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。

- ② その他入札説明書添付資料の交付

下記のその他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。

https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html

(イ) 「低入札価格調査について（令和5年4月1日）」

(ロ) 「特別重点調査について（令和5年4月1日）」

- (ハ) 「週休2日制適用工事について（令和3年10月1日）」
- (ニ) 「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成23年10月1日）」
- (ホ) 「工事における「余裕期間の設定」の試行について」
- (3) 申請書及び資料の提出方法及び場所
 - ① 提出方法 電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参又は郵送によるものとし、ファックスによるものは受付けない。電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が10MBを越える場合の提出方法等については、入札説明書による。
 - ② 持参又は郵送等による場合若しくは紙入札方式による場合の提出場所
3 (1)②に同じ
- (4) 入札書の提出方法及び開札場所
入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。ファックスによるものは認めない。
 - ① 紙入札方式による提出場所 3 (1)①のとおり
 - ② 開札場所
〒113-0034 東京都文京区湯島2-31-27 湯島台ビル5階
日本下水道事業団 関東・北陸総合事務所 入札室
電話 03-3818-1212

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除。
 - ② 契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）
ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札、現場説明書及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時ににおいて1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (4) 配置予定技術者の確認
落札決定後、(一財)日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(CORINS)」等により、配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
- (5) 関連情報の照会窓口 3 (1)に同じ。
- (6) 詳細は入札説明書による。